

一般社団法人高知県浄化槽協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人高知県浄化槽協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を高知県高知市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、浄化槽の普及、適正な設置と維持管理の知識を県民に普及させるとともに、浄化槽の施工及び維持管理について、指導、監視を行う他、関係者等の知識や技術の向上に努め、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 浄化槽整備事業の円滑な推進を図るための事業
- (2) 浄化槽に関する行政その他の機関との協力連携
- (3) 浄化槽の製造、施工、保守点検、清掃の適正化を図るための事業
- (4) 浄化槽に関する知識の普及、啓発を図るための事業
- (5) 浄化槽に関する各種の講習会、研修会等の開催
- (6) 浄化槽及び環境に関する調査研究
- (7) 浄化槽及び環境に関する情報の収集、伝達
- (8) 浄化槽及び環境に関する図書等の発刊
- (9) 浄化槽機能保証制度の推進
- (10) 浄化槽基礎工事用底板等の関係資材の供給
- (11) 浄化槽設置者の利益及び関係事業者の事業の効率化と安定化に寄与する事業
- (12) 浄化槽に関する検査と監視業務
- (13) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した浄化槽の製造販売業・工事業・保守点検業・清掃業を営む個人又は法人若しくは団体で、高知県内で営業の登録をし、又は許認可を受けている者
- (2) 特別会員 浄化槽に関連する事業を営む者で入会した者、若しくはこの法人の事業に参加又は事業を賛助するため入会した個人又は法人若しくは団体
- (3) 賛助会員 浄化槽を設置するにあたり、この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込むものとする。ただし、賛助会員にあっては、会費納入をもってこれに代えることができる。

2 入会は社員総会が別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。ただし、賛助会員にあってはこの限りではない。

(入会金)

第8条 正会員・特別会員として入会する者は、社員総会で別に定める入会並びに会費等に関する規則に基づき入会金を支払わなければならない。

(会費等)

第9条 会員は、社員総会で別に定める入会並びに会費等に関する規則に基づき会費を支払わなければならない。

2 社員総会で別に定める入会並びに会費等に関する規則に基づき特別会費を徴収することができる。

(会員の資格喪失)

第10条 会員は次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人となったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人が解散したとき。
- (4) 1年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。

(退会)

第11条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第12条 会員が、次の各号の一に該当する場合は、社員総会において、総社員の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 関係法令違反、その他の正当な理由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、会長は、その会員に対し、除名した旨を通知するものとする。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が第10条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の金品は、これを返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第14条 社員総会は、社員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(権限)

第15条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 役員の選任及び解任
- (2) 役員等の報酬の額又はその規則
- (3) 定款の変更
- (4) 各事業年度の事業及び決算の承認
- (5) 入会の基準並びに入会金額及び会費の金額
- (6) 会員の除名
- (7) 理事会において社員総会に付議した事項
- (8) 長期借入金及び重要な財産の処分
- (9) 解散、合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡
- (10) 前各号に定めるもののほか、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款に定める事

2 前項にかかわらず、社員総会は原則として、第17条第3項の書面に記載した社員総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

第16条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

- 2 定時社員総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
 - (2) 5分の1以上の社員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき。

(招集)

第17条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を社員総会とする臨時社員総会の招集の通知をしなければならない。
- 3 社員総会を招集するときは、社員総会の日時、場所、目的事項を記載した書面をもって、社員総会の日の2週間前までに、通知しなければならない。

(議長)

第18条 社員総会の議長は会長がこれに当たる。ただし、会長が議長を務めることができない事情があるときは、出席社員の中から選出することができる。

(定足数)

第19条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第20条 社員総会の決議は、一般社団・財団法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、社員として決議に加わることはできない。

(書面表決等)

第21条 社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって議決し、又は他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の適用については、その社員は出席したものとみなす。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、議長及び出席社員の中から選任された2名の議事録署名人が、前項の議事録に記名押印するものとする。

第5章 役員等

(種類及び定数)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上18名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とし、7名以内を業務執行理事とする。但し、代表理事は正会員とする。

(選任等)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選定する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会において選定する。

3 前項で選定された代表理事は、会長に就任する。

4 理事会は、その決議によって、第2項で選定された業務執行理事より、副会長、専務理事及び常任理事を選定することができる。ただし、副会長は2

名以内、専務理事は1名以内、常任理事は4名以内とする。

- 5 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 6 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 7 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務・権限)

第25条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人の業務の執行を決定する。

- 2 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ決定した順序に従い、副会長がその業務執行に係る職務を代行する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 5 常任理事は、この法人の業務を分担執行する。
- 6 会長、副会長、専務理事、常任理事及びそれ以外の業務を執行する理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。
- 7 会長、副会長、専務理事、常任理事及び前項の業務を執行する理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第26条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- (2) 法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告書等を監査すること。
- (3) 社員総会並びに理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを社員総会及び理事会に報告しなければならない。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求することができる。

- (6) 前号の規定による請求があった日から 5 日以内に、その請求の日から 2 週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集することができる。
- (7) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事実があると認めるときはその調査の結果を社員総会に報告しなければならない。
- (8) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし又はこれらの行為をするおそれがある場合においてその行為によってこの法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為を止めることを請求することができる。
- (9) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任 期)

- 第27条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事又は監事は、第23条第1項で定めた役員の定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解 任)

- 第28条 役員は、いつでも社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の 3 分の 2 以上の議決に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

- 第29条 役員は無報酬とする。ただし、使用人兼務の役員及び会計専門家としての外部監事には報酬等を支払うことができる。
- 2 使用人兼務の役員には職員給与規程に基づき給与を支払う。外部監事の報酬は、顧問契約料等を考慮して決める。
 - 3 役員には、その職務を執行する為に要する費用を支払うことができる。

(取引の制限)

- 第30条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
- 3 前2項の取扱については、第43条に定める理事会規則によるものとする。

(顧問及び相談役)

- 第31条 この法人に、若干名の顧問及び相談役を置くことができる。
- 2 顧問及び相談役は、理事会で任期を定めた上で選任する。
 - 3 顧問及び相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用は支払をすることができる。

(顧問及び相談役の職務)

- 第32条 顧問及び相談役は、会長の諮詢に応え、会長に対し、意見を述べることができる。

第6章 理 事 会

(設 置)

- 第33条 この法人に理事会を設置する。
- 2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権 限)

- 第34条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。
- (1) 社員総会の日時、場所及び目的である事項等の決定
 - (2) 規程の制定、変更及び廃止に関すること。
 - (3) 前2号に定めるものの他、この法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務執行の監督
 - (5) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な

法令で定める体制をいう。) の整備。

(開 催)

第35条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集通知の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第26条第5号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は請求した監事が招集したとき。

(招 集)

第36条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3号により理事が招集する場合及び前条第4号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 前条第3号による場合は理事が、前条第4号後段による場合は監事が理事会を招集する。
- 3 会長は、前条第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに各理事及び各監事に対してその通知をしなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第37条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事情があるときは、出席した理事のなかから選任する。

(定足数)

第38条 理事会は、理事の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(決 議)

第39条 理事会の決議は、議決について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は、理事として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第40条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、特別の利害関係を有する理事を除く理事の全員が書面又は電磁的記録により、同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第41条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。
2 前項の規定は、第25条第7項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

(理事会規則)

第43条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるものほか、理事会において定める理事会運営規則による。

(常任理事会)

第44条 この法人の業務の執行を円滑に推進するため、常任理事会を設置することができる。

- 2 常任理事会は、代表理事及び業務執行理事をもって構成する。
3 常任理事会の権限は、次の事項のとおりとする。

- (1) 理事会へ付議する事項
- (2) 理事会の議決により委任された事項
- (3) 緊急に処理すべき事項
- (4) その他第34条第2項以外で、この法人の業務を執行するために必要な事項

4 常任理事会の任務及び運営に関し、必要な事項は理事会が別に定める常任理事会規程による。

(委員会)

第45条 理事会は、この法人の事業を推進するために必要あるときは、その決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。
3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会が別に定める委員会規程による。

第7章 資産・財産及び計算

(資産の構成)

第46条 この法人の資産は、次の各号により構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 事業活動による収入
- (3) 寄附金品
- (4) 資産から生じる収入
- (5) その他の収入

(経費の支弁)

第47条 この法人の経費は資産をもって支弁する。

(財産の管理運用)

第48条 この法人の財産の管理・運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会が別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第49条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を経て社員総会に報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第50条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が、事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書、財産目録を作成し、監事の監査を受け、理事会の決議を経て、定時社員総会において承認を得るものとする。

2 この法人は、前項の定時社員総会の終了後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第51条 この法人が、資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会において、総社員の3分の2以上の決議を経なければならない。

2 この法人が、重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ決議を経なければならない。

(剰余金の処分制限)

第52条 この法人は、会員その他の者に対し、剰余金の分配をすることはできない。

(会計原則)

第53条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会が別に定める経理規程によるものとする。

第8章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第54条 この定款は、社員総会において、総社員の3分の2以上の決議により変更することができる。

(合併等)

第55条 この法人は、社員総会において、総社員の3分の2以上の決議により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

(解散)

第56条 この法人は、法令で定められた事由による他、社員総会において、総社員の3分の2以上の決議により、解散することができる。

(残余財産の処分)

第57条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会の決議により、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体、又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

第9章 事務局

(事務局)

第58条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び部長等重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 前項以外の職員は会長が任命する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議を経て別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第59条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならぬ。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 理事会及び総会の議事に関する書類
- (6) 財産目録
- (7) 事業計画書及び収支予算書
- (8) 事業報告書及び収支計算書類等
- (9) 監査報告書
- (10) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、次条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第60条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会が別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第61条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会が別に定める。

(公 告)

第62条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることが出来ない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第11章 補　　則

(規程の制定)

第63条 この定款に定めるものの他、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附　則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始の日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は川崎義弘、業務執行理事は西山富美男、伊藤昭幸、水元龍雄、森国 勇とする。

※平成25年4月1日施行

※令和元年6月7日改正、10月1日施行